

令和元年第7回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年11月22日(金) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員12名

1番 北濱 陽子	6番 坂下 正幸	11番 田上 正男
2番 池端 共栄	7番 石倉 稔	(欠席)
3番 谷内 誠一	8番 谷内 吉夫	13番 田中 喜義
4番 奥堂 敏春	(欠席)	14番 新澤 晟
5番 山本 恒雄	(欠席)	15番 山崎 覺治

(2) 欠席委員

9番 山本 秀夫 10番 森谷 正美 12番 安 津久人

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島1番 宇羅 恒一 輪島6番 東 一朗 門前3番 澤田 茂

4 会議に出席した事務局職員

事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第21号 空き家に付随する農地の指定について
- (2) 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第24号 換地計画に対する同意について

7 報告事項

- (1) 報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第13号 農地法施行規則該当転用届出について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 2 8

事務局長	本日は3名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員が3名出席されています。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、12名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第7回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号5番 山本 恒雄 委員及び 議席番号6番 坂下 正幸 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第21号】の空き家に付随する農地の指定について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第21号の空き家に付随する農地の指定についてです。 【議案第21号を議案書をもとに朗読】
議長	これより質疑を許します。

各委員	(意見・質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 21 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 21 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 22 号】の農地法第 3 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書 5 ページをご覧ください。議案第 22 号の農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 2 件です。 【議案第 22 号、1 番と 2 番を議案書をもとに朗読】 合計 2 筆 920 m ² で内訳は田が 647 m ² 、畑が 273 m ² です。 農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、2 番については議案第 21 号の空き家に付随する農地です。
議長	それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員輪島 1 番 宇羅 恒一委員よりご意見をお願いいたします。
宇羅委員	現地確認を先日行いましたところ、申請地の 2 筆の田んぼはすでに 1 枚になっていまして、譲受人に確認したところもともと譲渡人が隣の田と一緒に耕作していましたが譲渡人が高齢で作れなくなったという事で譲受人に 1 枚の田として作っていたが自分の分の田については購入してくれないかと相談を受けたそうです。譲受人の所有地は代表となっている法人が今後も 1 枚の田として耕作していくとの事でしたので問題ないと思われまます。以上です。

議 長	<p>それでは申請番号 2 番について地区担当委員議席番号 1 5 番 山崎 覺治委員よりご意見をお願いいたします。</p>
山崎委員	<p>はい。2 番につきましては、数ヶ月前に旦那さんが亡くなり奥さんの方が 1 人になったので子供さんの方に来いとなったので財産をすべて処分してくれという事になり、先般田を処分し、今回は住まいの裏に畑が少しあり、それを譲受人が作ってみようかとなったものですからよろしく申し上げます。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 22 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第 22 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 23 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 8 ページをご覧ください。議案第 23 号の農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 2 件です。</p> <p>【議案第 23 号、1 番と 2 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計 1 筆 1,565 ㎡で内訳は田が 1,565 ㎡です。 1 番については用途地域（第二種住居地域）である事から第 3 種農地であり、原則許可であります。 2 番については住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広</p>

	<p>がりが 10ha 未満である事から第 2 種農地であり、また申請に係る住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当と考えております。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 2 番 安 津久人委員に変わりました事務局長より報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>先日 20 日に山本職務代理、安委員、奥堂委員と譲受人本人が立ち合いの元現地確認を行いました。場所については 19 ページのとおり消防署の向かいになります。場所は地図の左から以前より申請が出ている建設中の〇〇、申請地、7 月に申請のあった〇〇になります。先月、隣接の〇〇の案件がありましたが地図の箇所になります。申請地については事務所用地であり建設業をしている事もあり重機などを置く場所にもなる予定です。先ほどのとおり隣接は転用申請が出ており、裏についても農地ではありますが水路が敷設されており雨水などの影響もないと考えております。以上のことから周りに対する影響もないことから許可しても問題ないかと考えておりますとの事です。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 2 番について地区担当推進委員輪島 6 番 東 一朗 委員よりご意見ををお願いいたします。</p>
東 委 員	<p>20 日に山本職務代理、安委員、奥堂委員と事務局、申請代理人の津田測量さんと現地確認をしました。位置的には市役所から徒歩数分の裏とっていい位の場所ですが周りはすべて宅地になっております。以前申請地の隣接も宅地でありましたが今は更地にしておりまして 2 筆の登記地目は田ですが今後は駐車場として整備する予定で、農地は周りにございませぬので影響はないものと考えております。以上であります。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p>

	<p>【議案第 23 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 23 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 24 号】の土地改良法第 5 2 条第 8 項の規定による同意について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	別紙の議案をご覧ください。議案第 24 号の換地計画の概要です。
	【議案第 24 号、換地計画の概要を議案書をもとに朗読】
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 24 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 24 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 12 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書 13 ページをお開きください。報告第 12 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 9 件です。
	【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】

	<p>合計 314 筆 85,371.70 m²です。内訳は田が 58,224.65 m²、畑が 26,982.05 m²、その他が 165 m²です。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので【報告第 12 号】を終わります。 次に【報告第 13 号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 27 ページをお開きください。報告第 13 号農地法施行規則該当転用届についてです。今月は 2 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、農地法施行規則該当転用届の内容を朗読】</p> <p>合計 2 筆 25 m²です。内訳は田が 16 m²、畑が 9 m²です。転用目的は 2 件とも携帯電話基地局です。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員門前 2 番 梅田 静雄委員に変わりまして事務局より報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>梅田委員より報告を受けております。所有者に聞いたところ現在所有者が作付けしている畑の一部であり位置については 28 ページのとおりです。畑を作っている一部という事で今後も作るという事であり特に携帯電話基地局を建てる事によって問題はないと報告を受けております。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 2 番について地区担当推進委員門前 3 番 澤田 茂 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
澤田委員	<p>はい、この申請につきまして 11 月 19 日に現地に行き現地確認しました。本人も病気がちで奥さんも亡くなりまして脇にあるハウスについて</p>

	も携帯電話基地局を建てる事で問題はないと思われまますので報告いたします。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	質疑がないようですので【報告第 13 号】を終わります。 「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については田中委員より報告をお願いします。
田中委員	(田中委員より「1・1・1 運動」の活動報告)
議 長	以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 それでは第 7 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

令和元年11月22日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員

5 番

署 名 委 員

6 番
